

## 令和5年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の令和4年度確定保険料と令和5年度概算保険料の申告・納付期間は、

**令和5年6月1日(木)から令和5年7月10日(月)**

までです。

お忘れなく！ お早めに申告・納付をお願いします。

可能な限り「郵送」・「電子申請」での提出にご協力をお願いします。

※今年度も返信用の封筒を同封していますので、ご活用ください。

### 年度更新手続きは電子申請利用が便利です!!

労働保険年度更新手続きは電子申請で行うことが可能です。

#### 利用準備

- ① e-Gov ホームページにアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応できるか確認します。
- ② 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカードとカードリーダーを準備します。  
または認証局より電子証明書を取得してください。  
G Biz ID を利用する場合:G Biz ID アカウントを入手します。

#### 申告書の提出手続

- ③ e-Gov ホームページで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。  
その際、年度更新申告書に記載されている「アクセスコード」(申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)と労働保険番号を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。
- ④ そのまま e-Gov ホームページから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Gov ホームページから取得できます。

※ 申告書の入力内容等については、申告書に同封されている「労働保険年度更新申告書の書き方」を参照または、三重労働局労働保険徴収室(電話:059-226-2100)、管轄の労働基準監督署労災課にお問い合わせください。

なお、e-Gov 電子申請システムの画面操作方法等については「e-Gov 利用者サポートデスク」(電話:050-3786-2225)へお問い合わせください。(受付時間:平日 9時から 19時まで、土日祝日は 17時まで)

## 令和5年度の注意点

令和4年度確定保険料は、令和4年10月に雇用保険率を変更しているため、労災保険料と雇用保険料を併せて申告いただく事業及び雇用保険料のみ申告いただく事業の場合、保険料算定基礎額と保険料額を前期(令和4年4月1日～同年9月30日)と後期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に分けて算出してそれぞれの合算額を申告することとなりますのでご注意ください。

これに伴い、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表(両保険用)、確定保険料算定基礎集計表(雇用保険用)及び申告書の様式を変更しています。

また、令和5年度における雇用保険率については、次表のとおり、一般の事業 **15.5/1000**、農林水産・清酒製造の事業 **17.5/1000**、建設の事業 **18.5/1000** となっていますのでご注意ください。

なお、一括有期事業の保険料算定については、令和4年度と同様の方法となっています。

### <令和4年度雇用保険率>

令和4年4月1日から9月30日

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
9.5/1000	11.5/1000	12.5/1000

令和4年10月1日から令和5年3月31日

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
13.5/1000	15.5/1000	16.5/1000

### <令和5年度雇用保険率>

一般の事業	農林水産・清酒製造の事業	建設の事業
15.5/1000	17.5/1000	18.5/1000

問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室 (059-226-2100)